

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年葉山町条例第18号) の一部を次のように改正する。

(別 紙)

令和7年12月1日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたこ
とに伴い、所要の改正を行う必要があるため提案するものです。

葉山町条例第 号

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年葉山町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士（）の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の概要

題名

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

1 趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、
所要の改正を行うこととした。

2 内容

- (1) 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことから、所要の
改正を行うこととした。
- (2) 国家戦略特別区域内に限り認められていた地域限定保育士制度を一般制度化す
る改正が行われたことから、所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年12月22日条例第18号 (職員) 第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならぬ。 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士（ <u>法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) 4 (略)	○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年12月22日条例第18号 (職員) 第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならぬ。 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士（ <u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) 4 (略)

改正後	改正前
<p>5 (略) (虐待等の禁止)</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10</u> <u>第1項各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行</u> 為をしてはならない。</p>	<p>5 (略) (虐待等の禁止)</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10</u> <u>各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をし</u> てはならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。